

というように、審議会の本質上考えられるような気がするんですね。従つて今言う関係官庁の数が増えて、他の方が減ると、その比例というか、力のぐあい、審議会をつくる意味と、多少かけ離れて行くくらいがあるような気がするんです。学識経験のある適当な人を得られぬということも、われわれがなすけるのですが、数字の上ではやはり三、四、四くらいにして、比例をとる方がいいのではないですか。官庁の方が四となつて多くなつて来ると、強いような感じがするんですか、どうでしょう。

○栗山委員長 ただいまの今村さんの御意見に対して、ひとつ御意見を御交換願います。どちらがよろしいでしょうか。皆さんの御決定によつて……

○島山委員 この学識経験者と、それから観光事業機関を代表すると認められる者というところは、どれだけの限界があるか、非常に判断に苦しむのではないかと思います。今村さんの御意見を総合すると、一、二という問題を省いて、これを一にして、五という数字にしたらむしろいいのではないかと思います。

○河野委員 今村さんのおつしやつた懸念は、多分にあると思います。それをカバーする意味から行けば、むしろホテル業に關し學識経験のある者をふやすことがいいと思います。原案の第一のホテル業を営む者の代表を削るということは、関係方面からの意見もあつて削るのであつて、本委員会の趣旨はどこまでも関係業者の代表を出すというところで、みんなそこに氣持があると思うのです。そうすれば、この一を削つた以上は、削つただけでな

く、削つたかわりに、やはり民間業者をどこかへ入れるということ、そうすると第二のホテル業に關し學識経験といたうものには、いづれかつてはホテル業をやつて居たとか、または他の業に転じたというものが大部分み入ると思ひます。二をふやすことによつて、一を削つたことが補足できると思ひます。そういう意味から二をふやす方がいいのではないと思ひます。

もう一つは、私ちよつと伺いたいのですが、ホテル業に關し學識経験というものは、現在ホテルをやつておる人はいけないうふうな解釈されておるのではないと思ひます。私は廣義に解釈して、ホテル業をやつておつても、やつておる人がすなわち學識経験者であるから、そういう意味で、私はホテル業を現にやつておる人を入れることが可能であるかどうか、それができれば、一を削つたことによつて全部二に入れることができると思ひますが、そこらの見解はどうですか。

○栗山委員長 速記をとめて……
〔速記中止〕

○栗山委員長 速記をとめてください。先ほど御審議をいただきました第二十三條の構成要素及び員数であります。四の各号の下に員数を順次三人、三人、四人と改めるのに御異議はございませんか。

○榊澤委員 私はたいへんおそく参りましてなんです。運輸省にホテル審議会を置いて、その内容と構成をきめておいて、なるのでございましてけれども、これは各省設置法の中で、こういう審議会なんかはきめておつたのでございまして。ここでもう一つをきめ

ますことは、法律を構成する立場から申しますと、どういふことになりましようかと思ひますが、その点委員長の御見解を聞きたいと思ひます。

○栗山委員長 ただいまの御発言に対してであります。各省設置法、それによる審議会と、このホテル審議会とは、まったく別個のものでありまして、この法あるがゆえに初めて必要となるホテル審議会でありまして、この法の内容としてこれを規定いたしましたことには、さしつかえないと思ひます。

○榊澤委員 この法によつて新しくきめることでございまして、これは法規その他にも当然關連して来るのでございまして、運輸省につくる審議会の内容を、当委員会がどういふふうなきめさせていただきますか……

○栗山委員長 これはできるのでございします。

○榊澤委員 どういうことになるのでございしますか。

○栗山委員長 できますのでございします。

○榊澤委員 實際に施行する場合に……

○栗山委員長 實際に施行する場合に、ホテル業が外貨獲得の目的にかなうので、ホテル業に關しての特別な立法を企てんとするものでありまして、とりもなおさず特別法でございまして、一般法の規定とは別個に成立せしめ得て、施行することができると心得るのであります。

○榊澤委員 そういたしますと、ここできまりましたことは、運輸省の中で必ず実行しなければならぬ、運輸

省の既定の法律の中に、新しくこの法が絶対の権限をもつてそこに加わつて行くのでございします。特別法というのは、そういう権限を持つておるのでございします。私は実は運輸委員をやつておるものでございしますから、審議会の問題につきましては相當に——當時運輸省設置法案のときに、審議会の権限と内容につきまして討論がかわされたわけがございします。ですから運輸委員会でも諮らず、一方的にこちらの委員会がどういふ法案が——これは委員会の提出になるか、あるいは議員の提出になるかはまだ決定されておらないと思ひますが、そういうふうなきめまして、それが具体的にどう実施されるかという点で、伺つたわけがございします。

○栗山委員長 運輸省全体に關係を持つ審議会ではございせんが、ホテルだけに關係を持つホテル審議会でありまして、特別法によつて根拠を得て実施し得ると考えております。

○榊澤委員 委員長の御見解は承知いたしました。私の意見はまた別にいたします。

○栗山委員長 いま一件お諮りいたしますが、さきの委員会におきましてこの要綱がまとまりました場合、本委員会の委員会提出にするという御承認を得ておられますが、これについては、ただいまのようなお話もありましたので、重ねてお諮りいたしておきます。すなわちこの法案が所要の手續を経、冒頭に諮りをいたして御承認を得ました連合審査会等を経まして、この委員会が可決をせられましたならば、委員会提出といたしますことについて、御意見を求めます。

○榊澤委員 委員会としてお出しになることについて、意見を申し上げたいと思ひます。実は私も共産党といつたしましては、完全に講和が結ばれて、そして日本の自主性が確立された場合には、観光事業として行われまう場合には、私もこれには賛成します。しかしただいまのところでは、まだ講和の促進も、掛さばかりはございしますけれども、私どもの希望するような全面的講和ということとは、なかなかいふずかしいような状態にもございまして、いろいろ困難があり、また貿易にしても、政府が樹立いたしました貿易の結果が、今日のようになつているかと思ひます。決して今の場合、日本の國のプラスにはなつておらんといふのが、實情だと思ひます。従つて、従つてこの外貨獲得というところは、當然國としては考えられなければならぬのでございしますが、敗戦後の今日の日本の状況におきましては、資金その他の——吉田内閣の方針によつて中小企業がつぶれ、一般の國民の生活は困りまして、六・三制の學校もつくれぬ、あるいは被災者やその他は家もつくれぬといふような状況のときに、外貨獲得の目的とて、ホテル方面に特別な融資の配慮とか、そういうことをするとは、私どもとしては社会的に考えなければならぬといふ建前から、実は党としては反対でございします。しかし一応樹立されました以上は、この法案がやはり全國民の立場から審議されなければならぬといふので、私も党から理事として参加していただくわけがございします。従ひましてどうか当委員会としては、委員会提出というのではなく、ぜひ御賛成

の委員提出という形で、この法案が国会に出されるように希望するわけでございます。

○栗山委員長　ただいまの御意見であります。国会法もありますし、いろいろな手続の慣例もございますので、これは最終の決定をいたしますときに、いすれにするかを採決によつてきめたいと存じます。ただいまの方向としては、さきの委員会で一応のお申合せができましたように、委員会提出にするつもりであるという説明をすることを、お認めおき願ひとうございます。

〔賛成々々〕と呼ぶ者あり

○栗山委員長　御異議ないものと認めます。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後一時五分散会

昭和二十四年十二月十六日印刷

昭和二十四年十二月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁